

令和6年度 事業計画

はじめに、相続登記の義務化が本年4月1日に施行となりました。土地家屋調査士が業務として相続登記が出来る規定とはなっておりませんが、地目変更や分筆登記などで依頼者の相続書類をまとめたり、筆界確認の際に隣接所有者の相続書類をまとめたりで、少なからず相続事務への関係を持たざるを得ない中であって、隣接法律専門職として法律の趣旨説明や登記事務への説明は業務外であっても行うべきと考えており、「登記の専門家に頼んでいたのに何も教えてもらえなかった。」と思われることの無いよう、この分野での知識習得が必要となり、バランスの取れた専門家への歩みを進めていかなければなりません。

また、自分たちの専門分野に目を向けても、格安のGNSS機器などの登場で測量分野も大きく変わりつつあり、筆界を明らかにする専門家として将来に残す軌跡としての座標系の種類については、国家座標に基づくものが必須となってまいります。

新たな分野についても相続土地国庫帰属法の施行により多くの申請が法務局へ提出されており、法律の立て付けから簡易な境界確認でも可となっていることから、その受け取り先である財務省、農林省、林野庁へは今一度筆界の定義などの説明を行い、筆界協議の方法などを議論したいと考えております。

また、狭あい道路のガイドラインを受けてこの分野の専門家である土地家屋調査士と連携が図れるよう、積極推進市町との協議会など発足させ、第一歩を踏み出したいと考えております。

一昨年から取り組んでいる官民境界協定事務の統一化については、財務省から先行して出された新たな協定事務の規定に倣い、県との連絡協議会を通じ国民負担の少ない筆界確認方法樹立に向け一層関係を深めたいと考えております。また、各市町の動きも止める事無く、規定の改定には積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのような中で、昨年から入会者の人数より退会者の人数が多くなってきたことにより、それに見合った会務運営への見直しの時期が近づきつつあります。今は各部においても大変重要な課題に取り組んでいる状態ですので一気に事業を縮小とはなりません、それを見越した将来設計も今年度から研究していかなければなりません。それには、より一層のアナログからデジタルへの移行が求められることにもなりますが、ペーパーの良い面や人とのコミュニケーションを図ることなどは維持しつつ、老若広い世代が加入している会の特徴を活かしたものにしていきたいと考えております。

本年度は、時代を見据えた規則や制度の見直しを行いつつ、老若問わず思い出に残るようなインパクトのある親睦事業を実施し、表示登記や測量技術の研究や境界に関する提言などで専門性の向上に繋げ、その時々感じた事柄をペーパーに残す会報誌を充実させ、将来土地家屋調査士を目指す方々、特に補助者の方々に向けてのPR活動を行い、研修会場にこられた方に対しての研修後の座談会などの企画や筆界調査委員などとの交流で制度の発展を目指し、会員どうしでの親睦がその思いを伝える大切な機会であるとの思いで、今年度もさまざまなことに積極的に取り組んで行きたいと考えております。

これまで述べさせていただいたとおり、我々を取り巻く環境が変動する中において、社会的責務を念頭においた諸事業を計画実施し、土地家屋調査士の地位向上や会員個々の能力向上を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

総務部・制度対策室・苦情処理委員会

1 品位保持及び事故防止のための指導並びに連絡

- 土地家屋調査士法、その他関係法令及び会則の遵守、並びに土地家屋調査士業務取扱要領及び倫理規定の実勢徹底を図ります。
- 会員の業務に対する苦情等を適切に処理します。

2 本会業務執行体制の整備・充実

- 効率的な会務運営を行うため、組織運営、諸規則の見直し及び研究を行います。
- 事務局業務の円滑な運営に努めます。
- 土地家屋調査士CPD制度について、ポイントの情報公開・運用について研究します。

3 情報の収集及び伝達

- 会員相互の懇親の場・情報交換の場の提供を図り、更なる交流の機会の提供を図ります。
- 日本加除出版が運営する「リーガルガーデン」の活用を促進し、業務における法令・判例・通達の検索が容易に出来る環境づくりを図ります。
- 会員手帳を制作して会員に配布し、また、今後の在り方について検討します。

4 支部及び関連団体との連携強化

- 支部との連携強化を図り、効率的な組織運営を図ります。
- 大規模災害発生時における対応策を支部と共有し、災害時に備えます。
- 他士業及び関連団体との連絡協議会を開催し、情報交換及び連携強化を図ります。
- 日本土地家屋調査士会連合会、同近畿ブロック協議会との情報共有に努めます。

5 非土地家屋調査士対策

- 非土地家屋調査士調査活動の監視を強化し、その防止に努めます。

6 会館の適正管理、有効活用

- 中長期的な修繕計画の検討及び修繕に関する精査を行います。
- 会議・研修会における、会館の有効活用を図ります。

財 務 部

- 1 予算の適正かつ効率的な執行に努めます。
- 2 会費の公正かつ効率的な徴収を行います。
- 3 共済制度の適正な運用を図ります。
- 4 親睦事業を開催します。
- 5 連合会等が行う親睦事業に協力します。また、本年度は、近畿ブロック協議会が主催するゴルフ大会を担当会として企画運営を行います。

- 6 支部が行う親睦事業に対する助成を行います。
- 7 会員の健康診断に対する助成を行います。
- 8 会員に対して調査士国民年金基金及び損害保険への加入勧奨等を行います。
- 9 同好会運営に関する規則に基づき同好会の設立・運営を行います。
- 10 業務関連図書を活用及び購入斡旋等を行います。

業 務 部

- 1 業務の指導・連絡及び業務改善に関する企画立案、関連法規の研究
 - 神戸地方法務局と表示登記研究会・事務連絡会を行います。
 - 兵庫県との官民境界協定協議会を開催し、官民境界協定申請統一化の検討を行います。
 - 業務に関する研修会を企画立案します。
 - 新入会員研修会にて報酬額・業務委託契約・オンライン申請・第93条調査報告書に関する研修を行います。
 - 財務省 旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領を研究します。
 - 登記所備付地図データの無償一般公開について研究します。
 - 国家座標を活用した測量を推進します。
- 2 地籍問題研究会及び近畿ブロック業務部会に出席し、情報収集・研究を行います。

広 報 部

- 1 各種メディアを活用し、土地家屋調査士の社会的地位の向上に繋がる、効果的な広報活動を実施します。
- 2 会報誌「調査士 兵庫」の発行及びウェブサイト等を通じ、土地家屋調査士の社会的使命等を広く対外へ発信します。
- 3 会報誌「調査士 兵庫」の一層の専門誌化に向けて専門情報掲載に努めます。
- 4 ミニ会報誌「HYOGO+PLUS」の発行及びウェブサイトを通じ、会員へ対しての迅速な情報伝達・共有を行います。
- 5 各種相談会が広報活動であるとの意識付けを行い、事前広告の充実など、広報面を意識した相談会の実施（支部への助成）及び支部広報事業を支援します。
- 6 土地家屋調査士の認知度向上、職業選択への動機付けに繋がる、学生及び若年層に向けた広報事業を実施します。また、補助者の資格取得につなげる広報活動を検討します。
- 7 2025年版カレンダーの製作・購入希望者への頒布、配布を図ります。

研 修 部

- 1 本会の実施する研修について
 - 関係法令、制度等の変更に伴い必要となる研修会について、各部・委員会と連携した研修会を実施します。

2 連合会の実施する研修について

- 土地家屋調査士研修制度実施要領に定める義務研修（新人研修・年次研修）、特別研修、またその他中長期的研修について、効率的且つ効果的に実施できるよう協力します。

3 測量技術向上に向けた研修について

- 技術対策委員会と連携し測量技術の向上を図るため研修会を実施します。

4 新入会員に向けた研修について

- 新入会員を対象とした研修会を実施します。

5 センターひょうごにおける研修について

- 境界問題相談センターひょうごにおける手続き及び制度理解、並びに手続き実施者の能力向上に向けた研修を支援します。

社会事業部

- 1 境界問題相談センターひょうごの活動を支援します。
- 2 筆界調査委員・所有者等探索委員の資質向上に向けた活動及び支援を行います。
- 3 公共嘱託登記等の受託推進に向けた活動を行います。
- 4 筆界に関する研修会企画、財産管理人及び相続土地国庫帰属制度の対応企画を立案します。
- 5 災害支援、防災、減災について活動を行います。
- 6 空き家問題対策についての活動を行います。
- 7 その他の社会貢献に関する活動支援を行います。

技術対策委員会

- 1 測量基礎講座（新人向け）により、測量の基礎知識と現地作業の基本、計算や作図等に関する技術的な指導を行います。
- 2 基準点測量や地理空間情報の有効活用等、全会員を対象とした実践的な研修により、測量実務の技術的な指導を行います。
- 3 国家座標による測量の更なる推進を目的に測量研修の企画・立案を行い、その重要性について会員の意識啓発を図ります。
- 4 登記基準点の設置及び認定に関する指導を行います。

情報管理委員会

- 1 基準点管理システムの運用及び管理
- 2 情報管理委員会・連絡協議会等の実施
- 3 基準点管理システムにかかる広報活動・研修の実施
- 4 登記所備付地図データの無償一般公開に関する研究

境界問題相談センターひょうご

- 1 センター利用促進につながる効率的、且つ、適正な運営を行います。
- 2 関与構成員のスキルアップ、会員への制度説明に向けた研修を計画します。
- 3 利用促進に繋がる広報活動を行います。